

## 公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

### 記

- 1 競争入札に付する事項 (1) 品名(件名) 水道水水質検査業務委託  
(2) 履行期間 契約締結日～令和7年3月31日  
(3) 履行場所 航空自衛隊山田分屯基地及び契約業者検査場
- 2 入札日時 令和6年4月19日 (金) 13時30分
- 3 入札場所 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎 1 階会計隊入札室)
- 4 参加資格 (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。  
(2) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者。  
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 入札書に記入する入札単価は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。
- 6 保証金 入札保証金及び契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。
- 8 契約書等作成の有無 有
- 9 契約の方法 単価契約 (総額決定)
- 10 契約条項を示す場所 航空自衛隊三沢基地第 3 航空団会計隊事務室  
航空自衛隊三沢基地ホームページ
- 11 郵便入札の可否 許可 ※ 事前に申し出ること
- 12 その他 (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。  
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。  
(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、入札書及び上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。  
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

TEL (0176) 53-4121 (内線 : 3287・3671)

FAX (0176) 53-5464

担当 : 有満 (ありみつ)

# 入札書

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、表記のとおり提出します。  
令和6年4月19日

(住所)

契約担当官  
航空自衛隊第3航空団  
会計隊長 守本 孝明

殿

(氏名)

㊞

品名	規格	単位	予定量	単価	金額
水道水水質検査業務委託	仕様書のとおり				
(内訳)					
浄水9項目検査	仕様書のとおり	回	8		
浄水2項目検査	仕様書のとおり	回	4		
浄水51項目検査	仕様書のとおり	回	1		
浄水49項目検査	仕様書のとおり	回	3		
原水39項目検査	仕様書のとおり	回	1		
原水検査(指標菌)	仕様書のとおり	回	12		
原水検査(クリプトスポリジウム・ジアルジア)	仕様書のとおり	回	4		
原水検査(放射性セシウム)	仕様書のとおり	回	1		
	以下余白				

総額 ¥単価契約( )

申込者の条件	履行期間： 契約締結日～令和7年3月31日 履行場所： 航空自衛隊山田分屯基地及び契約業者検査場 (その他)： 税抜き
--------	---

## 「記載事項」

- 不要な字句は適宜抹消して使用すること。
- 品名点数が少ないときは余白の欄に斜線すること。
- 2葉以上使用するときには総額欄は次葉へつづくとし最後の用紙に総額を記載すること。

## 仕 様 書

### 第1 基本事項

#### 1 目的

本委託業務は、水道水の水質検査を実施し、水道水の安全性を確保することを目的とする。

#### 2 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊山田分屯基地（以下「甲」という。）が委託する「水道水水質検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

#### 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

### 第2 一般事項

#### 1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

#### 2 情報保証

乙は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

#### 3 履行場所

航空自衛隊山田分屯基地及び契約業者検査場

#### 4 再委託の禁止

乙は、自ら採水及び検査を実施するものとし、水道法第20条の登録を受けているものとする。

#### 5 手続き等

業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

#### 6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲乙で協議する。

### 第3 検査項目

#### 1 浄水水質検査

##### (1) 検査項目及び検査頻度

別紙第1のとおり。

##### (2) 採水日程

甲乙協議の上決定する。

##### (3) 採水場所

山田分屯基地隊庁舎（別図のとおり。）

##### (4) 試料容器の準備

ア 乙は、別紙第1の検査項目に対し、別紙第3に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において十分に行う。

(5) 採水方法等

ア 別紙第3のとおり。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに甲にその内容を報告する。

(6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ冷蔵し、採水容器破損防止の措置を施して運搬する。

(7) 試料の搬入時間

検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 原水水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

別紙第2のとおり。

(2) 採水日程

甲乙協議の上決定する。

(3) 採水場所

山田分屯基地配水地（別図のとおり。）

(4) 試料容器の準備

ア 乙は、別紙第2の検査項目に対し、別紙第3に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において十分に行う。

(5) 採水方法等

ア 別紙第3のとおり。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに甲にその内容を報告する。

(6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ冷蔵し、採水容器破損防止の措置を施して運搬する。

(7) 試料の搬入時間

検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

第4 検査方法

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）、残留塩素については「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成15年厚生労働省告示第318号）、その他の項目については「上水試験方法」による。

(2) 現場での測定

ア 水温、残留塩素は現場で測定を行い、そのための計器、器具は乙が準備をする。

イ 採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場の写真撮影及び試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。

ウ 乙の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、甲の要求があった場合提示しなくてはならない。

(3) 速報値の報告

水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回検査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。

(4) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(5) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値及び検査方法を記載する。

イ 分析日時及び分析を実施した検査員、分析条件、検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書等の資料を添付する。

(6) 検査項目及び検査頻度への提言

過去の水質検査結果等から、法令等に基づく検査項目、検査頻度及び水質管理に必要な水質検査項目並びにその頻度について提言する。

2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要求に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査担当者以外の検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 乙は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、その状況を記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝日を含む。）とし、廃棄日を記録する。保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

(5) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(6) 乙への立入検査

上記(1)～(5)の事項及び設備状況等について確認するため、甲（甲から委嘱を受けた専門家を含む。）は、乙への立入検査を実施できるものとする。

## 第5 提出書類等

### 1 提出書類

#### (1) 提出書類一覧表

名 称	部数	提出期限等
業務委託着手届	1	契約締結後速やかに
従事者等届	1	契約締結後10日以内
業務委託計画書	1	
職務分担表	1	
検査項目の実施順序	1	
検査機関連絡体制表	1	
打合せ議事録	1	必要の都度
作業日報	1	作成後速やかに
水質検査結果報告書	1	検査実施後速やかに

(2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出する。なお、甲が他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出する。

(4) 提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

### 2 安全管理

(1) 乙は、本業務委託に係る事故防止と安全確保のための必要な処置を講じる。

(2) 本業務委託履行中、交通の妨害となる行為等、交通及び保安上十分な注意を図る。

(3) 本業務委託履行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告する。

### 3 その他

#### (1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。乙は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後速やかに処分する。

#### (2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行う。

### 4 担当部署

岩手県下閉伊郡山田町豊間根東山国有林9林班か小班  
航空自衛隊山田分屯基地 基地業務小隊 施設班







## 採水の手引き

## 1 試料の採水方法

- (1) 鉛：5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後 5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。
- (2) その他の項目：(1)がある場合には、引き続き試料を採取する。(1)がない場合には、(1)と同様に5分間流水後、採水を行う。

## 2 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

## 3 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上(満水)	5L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	(指定なし)	120mL以上	ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ口 ガラス瓶	40mL以上(満水)	採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	(指定なし)	100mL以上(満水)	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上(満水)	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	(指定なし)	50mL以上(満水)	速やかに、EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ口	50mL以上(満水)	採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	
11	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	150mL以上(満水)	採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
12	TOC、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上(満水)	
13	その他の項目用	(指定なし)	2L以上(満水)	

※ テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの俗称

EDA：エチレンジアミンの略

